

愛別町
第2次障がい者基本計画
第4期障がい福祉計画

概 要 版

平成27年3月

愛 別 町

I 総 論

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、また社会的要因により障がい者認定を受ける人が増加し、障がい者の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴って障がい者福祉のニーズは多様化している傾向にあります。

障がい者に係る制度が大きく変化する中、障がいのある人が自らの意思により地域で安心した生活を送ることができる社会をつくるために、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

今回、「愛別町障害者基本計画」及び「第3期障害福祉計画」が同時に計画期間を終了することとなるため、障害者総合支援法のサービス内容の変化や、個別施策の見直しを含めた「愛別町第2次障がい者基本計画」及び「第4期障がい福祉計画」を策定します。

2. 計画の根拠法と位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき定められる市町村障害者計画及び障害者総合支援法第88条の規定に基づき定められる市町村障害福祉計画を一体的に策定する、障がい者の福祉全般にわたる総合的な計画です。

本町の障がい者の施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障がい福祉サービスの円滑な実施を図り、施策展開の考え方や方策、施策の目標及び介護サービス量の見込み等を定めま

す。

3. 計画の対象

本計画における「障がい者」とは、障害者基本法に定義される身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいいます。また、治療方法が確立していない疾病など政令で定める「難病」の人や発達に不安をかかえる子どもについても本計画の対象者とし、障がい児・者が地域で安心して生活できる環境を整備し、社会参加を支援・促進するために策定します。

4. 計画の期間

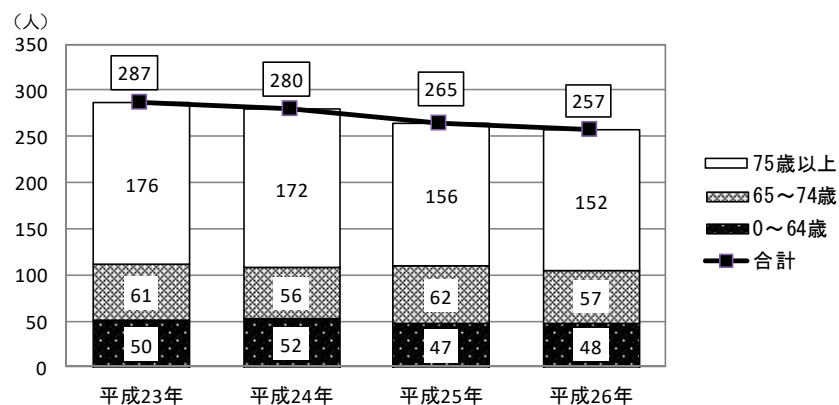
第2次障がい者基本計画の計画期間は、平成27年度から平成35年度までの9年間とします。

また、第4期障がい福祉計画の期間は、国が定める基本指針により、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

第2章 障がい児・者を取り巻く現状

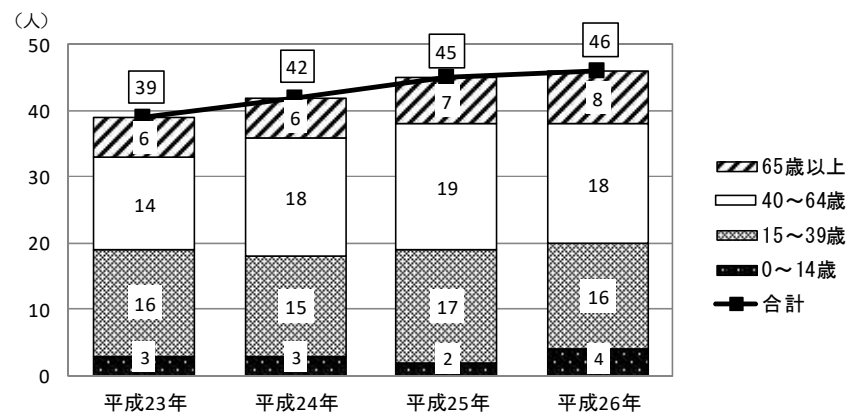
(1) 身体障がい者数の推移

身体障がいのある人の推移は、年齢階層別では75歳以上の人数が多く、平成26年は152人で全体の59.1%を占めており、高齢者福祉との連携強化が増々求められます。



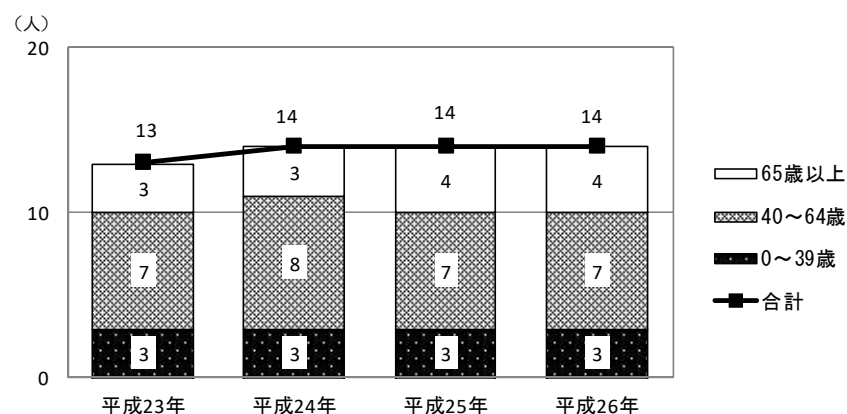
(2) 知的障がい者数の推移

知的障がいのある人の人数は、平成23年から増加傾向で推移しています。平成26年は46人となっており、平成23年の39人から7人増（17.9%増）となっています。



(3) 精神障がい者数の推移

精神障がいのある人の人数は、平成23年からほぼ横ばいで推移しており、平成26年は14人となっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

【基本理念】

温もりとやさしさが築く だれもが輝くまち あいべつ

- 障がいのある人一人ひとりが輝くためには、一人の人間として尊厳と人権を尊重され、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らしていけるような共生社会の構築が求められます。
- このため、住民の参加と協働を重視し、行政のみならず、障がいのある人もない人もともに支え合うことができるまちをめざし、「温もりとやさしさ」の精神のもと、障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる地域ケア体制の確立を図ります。
- また、障がいのある人が多様な福祉サービスやインフォーマルな支援を活用しながら、主体性をもって自分が望む暮らしが営めるよう支援するとともに、ハード・ソフト両面からバリアフリーを実現して、障がいのある人がいきいきと社会参加できる体制を整備します。

2. 施策の基本目標

基本目標1 地域で健やかに安心して暮らすために

人生のいずれの時期に障がいがある状況になっても安心して生活できるよう、必要な時期に適切な相談支援や情報提供等が受けられる体制をつくるとともに、障がいの種類や程度にかかわらず必要な支援が提供できるよう、障がい福祉サービスの利便性を高め、インフォーマルな支援体制の育成等、地域基盤の充実を進めます。

基本目標2 いきいきとした暮らしのために

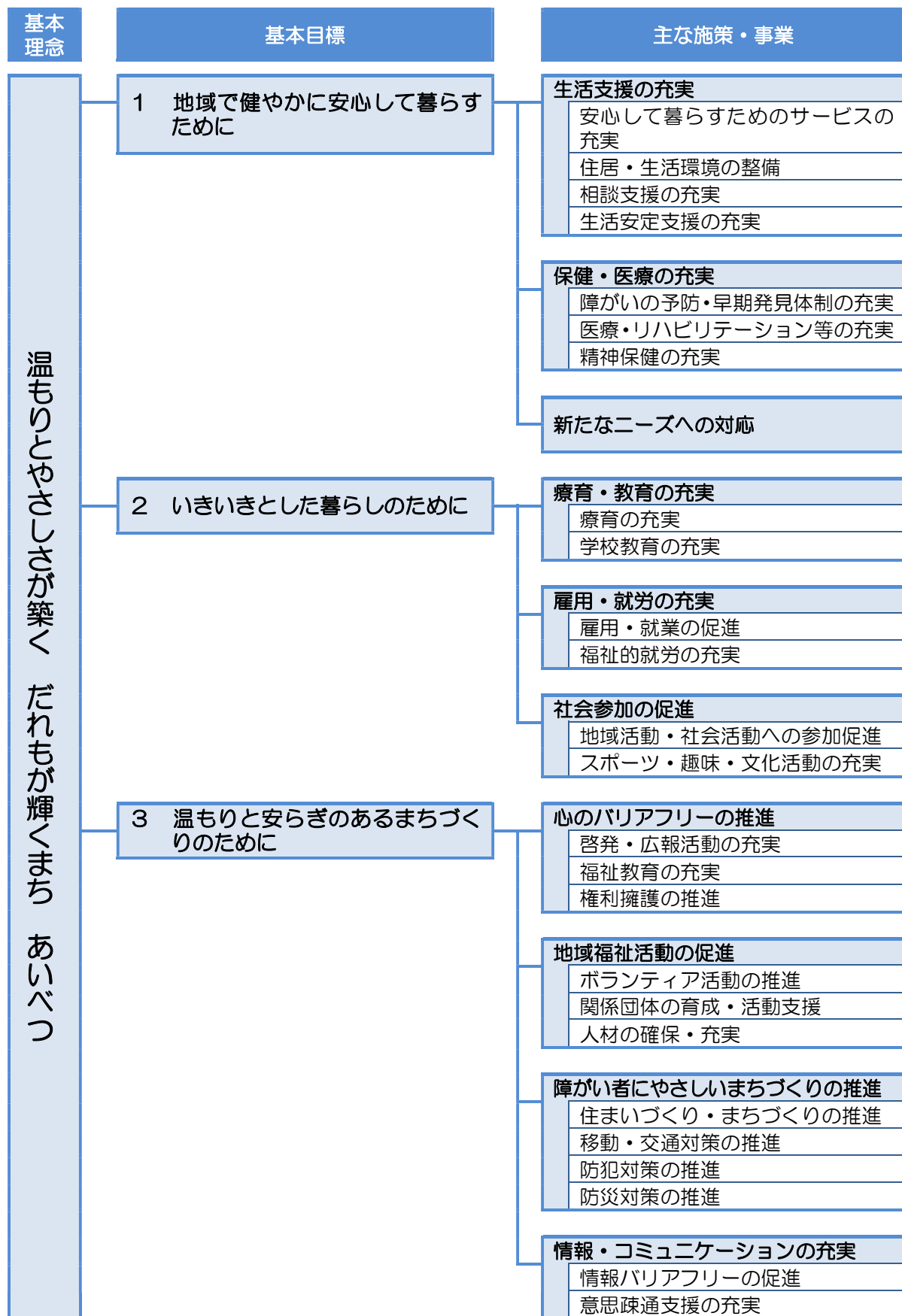
障がいのある人や発達に不安のある子どもが、地域でその個性や能力を発揮していきいきと暮らし、ともに生きる喜びを享受できる社会の実現に向け、それぞれのライフステージに応じた支援体制をつくります。

基本目標3 温もりと安らぎのあるまちづくりのために

地域で生活している一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、お互いを支え合う共生社会を実現するため、生活基盤や安全対策などのハード面と、障がいに関する理解ある地域づくりなどのソフト面の両面から、暮らしの中に残されているさまざまな障壁（バリア）を取り除く取り組みを継続して推進します。

また、障がいのある人の状況を踏まえながら、防犯や防災活動など地域ぐるみで安心安全なまちづくりを推進するとともに、緊急時の支援体制の充実に取り組みます。

3. 施策体系



Ⅱ 各 論

第1章 地域で健やかに安心して暮らすために

1. 生活支援の充実

- 障がいのある人自身が必要なサービスを選択し、決定することができるよう、「障害者総合支援法」によるサービスだけでなく、町が実施する地域生活支援事業等のサービス充実を図ります。
- 困りごとへの対応やサービス利用の利便性向上のため、窓口における事務処理の簡素化に努め、利用手続の簡素化・スピード化を図るとともに、上川中部基幹相談支援センターにおけるワンストップの相談支援体制を充実して総合的・専門的な相談に対応します。
- 地域づくり協議会の機能を活かし、障がいのある人の相談支援や就労支援、余暇活動や社会参加の効果的な取り組み、子どもの育つ環境の充実などに取り組みます。
- 緊急時や災害時に加えて、日常の見守りや声掛けなど、普段からの地域交流を進めていきます。
- 地域生活への移行促進や在宅生活をされている人の自立生活を維持するため、グループホーム等居住系サービスの整備・充実に努めます。
- 専門的な支援や環境を求めて施設入所を希望する人のため、必要な支援を行います。
- 上川中部基幹相談支援センターを中心に、障がいのある人のライフステージのすべての段階に対応したきめ細かな相談体制を充実させます。また、家族や支援関係者の相談にも応じていきます。
- 「愛別町だれもが暮らしやすい地域づくり協議会」を通じて、関係機関の連携強化と情報や課題の共有を図るとともに、当事者団体の育成やピアカウンセリングの実現に向けて検討を行っていきます。
- 法改正や障がいのある人のニーズを的確にとらえ、障がいのある人の経済的自立を支援する手当・年金など各種制度の周知を徹底し、利用の促進を図ります。
- 日常生活の金銭管理や経済的虐待の防止、悪徳事業者の被害に合わないよう相談支援体制を強化します。

主な施策	安心して暮らすためのサービスの充実、住居・生活環境の整備、相談支援の充実、生活安定支援の充実
------	--

2. 保健・医療の充実

- 妊娠、出産に関わる危険性を減らすため、妊婦健診の勧奨を行い、障がいの早期発見や早期療育、育児支援のため、新生児や乳幼児の健康診査を確実に実施します。生活習慣病などの疾患による障がいを予防するため、今後も成人を対象とした健康診査や健康教育等を実施します。

- 安心して医療を受けられるよう、広域で整備されている医療情報の提供を図るとともに、緊急時対応の強化や身近なかかりつけ医として利用しやすい医療機関をめざし、町立診療所のバリアフリー化を引き続き検討します。
- 訪問看護や訪問リハビリの導入など、地域リハビリテーション体制の充実に取り組むとともに、広域的なサービス基盤の整備や医療機関との連携を推進していきます。
- 町民の心の健康づくりに配慮し、対策を充実させるとともに、精神に障がいのある人やその家族への支援を推進します。

主な施策	障がいの予防・早期発見体制の充実、医療・リハビリテーション等の充実、精神保健の充実
------	---

3. 新たなニーズへの対応

- 上川中部基幹相談支援センターを中心として、保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携を強め、必要な支援の充実を図ります。
- 症状が理解されにくく、本人の自覚も持ちにくい高次脳機能障害や発達障がい、治療方法が確立せず心身の負担が大きい難病等について、その障がい特性への理解を深める機会をふやし、共生社会の実現に努めます。

主な施策	発達障がいに対する支援、在宅難病患者の療養への支援、高次脳機能障害のある人への支援
------	---

第2章 いきいきとした暮らしのために

1. 療育・教育の充実

- 母子保健事業において乳幼児における疾病や障がいの早期発見に努め、発達の遅れや障がいのある子どものいる家族等に相談や助言を積極的に行います。
- 保育士の研修を拡充するなど、幼児センターにおいて障がいのある子どもの受け入れ体制を整備するとともに、当麻町母子通園センターと連携して療育環境を整えます。
- 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育を行うため、学校教育の充実や指導体制の整備を推進します。
- 幼児期から学齢期、進学や卒業後の就労支援などの節目において、継続した支援が展開できるように、保健、医療、福祉、教育等関係機関の連携を進めます。
- 美深高等養護学校あいべつ校の生徒の教育環境の充実に向けて協力し、卒業後の就労支援等の体制整備に努めます。

主な施策	療育の充実、学校教育の充実
------	---------------

2. 雇用・就労の充実

- 就労関係機関との連携により、地元及び近郊の雇用に関わる情報提供や適切な支援機関の紹介を行います。

- 障がいがあっても安心して仕事を続けられる環境の整備や、また企業等も安心して障がいのある人を雇用できるよう、受け入れ時から就労後まで継続した支援や相談体制をつくります。
- 高等養護学校生の就労スキルを的確に査定できる就労移行支援事業所の確保に努め、学齢期から社会人になるサポート体制を強化します。
- 職場の設備、通勤事情、対人関係、健康管理などの理由により一般就労が困難な障がいのある人が多様な働き方ができるよう支援します。

主な施策	雇用・就業の促進、福祉的就労の充実、
------	--------------------

3. 社会参加の促進

- 障がいのある人が生涯にわたって地域や社会の活動に参加できるよう環境調整に努め、活動を支援する福祉サービスやボランティアを確保するなどの支援体制づくりに努めます。
- 生涯にわたってスポーツや趣味・文化活動に親しみ、社会参加と仲間づくりができるよう、学校教育や社会教育と連携して身近な地域の取り組みを進めます。また、多様なニーズに応えられるよう広域での実施も検討していきます。
- 指導者や活動を支えるボランティアの確保などさまざまな支援に努めます。

主な施策	地域活動・社会活動への参加促進、スポーツ・趣味・文化活動の充実
------	---------------------------------

第3章 温もりと安らぎのあるまちづくりのために

1. 心のバリアフリーの推進

- 障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、「ノーマライゼーション」の理念を浸透させるため、広報紙の積極的な活用はもちろんのこと、啓発イベントの実施やポスター、パンフレット、ビデオの作成・配布等、あらゆる機会と媒体を活用した啓発・広報活動を推進します。
- 地域づくり協議会の検討内容を踏まえ、上川中部基幹相談支援センターを核として積極的に啓発活動を展開します。
- 町民一人ひとりが、障がいや障がいのある人への正しい理解を深め、思いやりの心を育むため、ふれあいや交流の機会を充実させます。
- 生涯学習の場などを活用し、幅広い年代の町民が、心のバリアフリーについて考える機会をつくります。
- あらゆる機会・場を活用して町民の人権意識の高揚を図るとともに、障がいのある人の権利擁護のための各種制度を普及させ、利用を促進します。
- 当事者や家族に対して、権利擁護、権利行使について分かりやすい説明や情報提供を行います。また、行政、社会福祉協議会、地域住民、事業者等が一体となって障がいのある人の権利擁護に努めます。

主な施策	啓発・広報活動の充実、福祉教育の充実、権利擁護の推進
------	----------------------------

2. 地域福祉活動の促進

- 地域福祉活動の活性化を図るため、社会福祉協議会と連携してボランティア活動に対する町民の意識醸成を図るとともに、ボランティア団体やNPO等への支援を充実させます。
- 活発に活動している赤十字奉仕団などと連携して、啓発活動に取り組みます。また、手話奉仕員の育成やサークル活動を支援します。
- 障がいのある人やその家族が、障がい福祉の充実や親睦を深めるために活動を行う場として、障がい者団体等の育成や活動強化に取り組みます。
- 障がいのある人やその家族の多様なニーズに応えるため、各分野での人材の確保と資質の向上に取り組みます。

主な施策	ボランティア活動の推進、関係団体の育成・活動支援、人材の確保・充実
------	-----------------------------------

3. 障がい者にやさしいまちづくりの推進

- 障がいのある人が快適に安心して生活できるように、「北海道福祉のまちづくり条例」等に基づいて住まいづくりやまちづくりにおけるバリアフリー化等に努めます。
- 障がいのある人等が快適に安心して歩くことができる歩行空間を確保するため、歩道の整備や段差解消に努めます。
- 障がいのある人の社会参加を促進するため、通院介助や移動支援などの利用や、事業所の送迎体制など、移動手段や外出先での支援を充実させます。
- 地域ぐるみで障がいのある人を犯罪から守り、地域の安全、安心を確保するための総合的な取り組みを検討します。
- 「愛別町地域防災計画」に基づき、障がいのある人を災害から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで障がいのある人を支援する体制を整備するとともに、地域に根ざした日常的な防災活動を活性化させていきます。

主な施策	住まいづくり・まちづくりの推進、移動・交通対策の推進、防犯対策の推進、防災対策の推進
------	--

4. 情報・コミュニケーションの充実

- 障がいのある人が町民生活に有益な情報を容易に入手できるよう、より利用しやすいホームページやパンフレットの作成、手話奉仕員の養成、拡大読書器などの設置など情報バリアフリーに努めます。
- 意思疎通に関して支援が必要な障がいのある人のニーズに応えられるように、支援体制の充実努めます。

主な施策	情報バリアフリーの促進、意思疎通支援の充実
------	-----------------------

Ⅲ 第4期障がい福祉計画

第1章 障がい福祉計画の基本目標

基本目標1 ともに暮らすための基盤の整備

家庭や日中活動のさまざまな場面において、障がいのある人のニーズや生活の困難さ、障がいの状況に応じたきめ細かなサービス提供や合理的な配慮ができるよう、質の高い障がい福祉サービスの確保に努めます。また、地域の理解や協力を得るための取り組みを行います。「愛の地域づくり協議会」の地域づくり部会で地域の課題を共有し、共生社会の実現をめざします。

基本目標2 障がいのある人の就労の促進

障がいのある人が、障がいの軽重にかかわらずその能力を発揮して収入を得、自信や生きがいを持って生活ができるように、一人ひとりのニーズや個々の障がいの特性に配慮した就労機会が得られるように取り組みます。「愛の地域づくり協議会」の就労支援部会で地域の課題を共有し、働き続けられる環境を整備します。

基本目標3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

施設入所や入院から地域生活への円滑な移行を推進するため、地域での居住の場となるグループホームの整備を図るとともに、移行後の生活において必要な訪問系・日中活動系サービスその他の必要な支援を行います。さらに、地域生活支援の機能をさらに強化するため、圏域内で地域生活支援拠点の整備を図ります。

基本目標4 相談支援体制の整備

上川中部基幹相談支援センターきたよんを核として、ケアマネジメントの視点から適切な相談支援を実施します。さらに、相談支援事業を効果的に実施するため、「愛の地域づくり協議会」の相談支援部会において、関係機関との連携強化と情報共有を図ります。

基本目標5 発達の遅れや障がいのある子どもの支援体制の確保

「愛の地域づくり協議会」の子ども支援部会で地域の課題を共有し、育つ環境を整備します。また、上川中部基幹相談支援センターで障がい児等相談支援（発達支援サービス等利用計画の作成）や一般的な相談に応じるとともに、愛別町、当麻町、比布町、上川町で広域的に設置した当麻町母子通園センターを核として、保健師や子育て支援センター、幼児センターが連携して、子どもの発達に関わる相談支援を充実します。

基本目標6 権利擁護の推進

虐待防止センターを中心に、障がい者への虐待の防止や早期発見、早期対応、再発防止の支援体制の強化に努めます。また、一時保護の体制についても広域で整備を進めます。成年後見制度の利用や日常生活支援事業など、障がいのある人が生活に困窮したり被害

にあったりしないための支援体制の充実や、「障害者差別解消法」の周知などの住民や支援関係者の啓発活動に努めます。

基本目標7 災害に備えた地域づくりの推進

災害時における情報の入手や自力での避難が困難である障がいのある人等に対して、その特性に配慮した支援を行うため、愛別町地域防災計画に基づき、個人情報の保護に配慮しつつ、安全確保のための支援体制を整備します。

第2章 数値目標とサービス必要見込量

1. 平成29年度における数値目標

項 目	目標	備 考
平成29年度末の施設入所者数	14人	平成25年度末施設入所者数15人
平成29年度までの削減見込	1人	平成29年度末施設入所者数の6.7%
平成29年度の地域生活移行者数	2人	平成29年度末施設入所者数の13.3%
平成29年度中の一般就労移行者数	2人	平成24年度中の一般就労移行者数（1人）の2倍以上
平成29年度末までの就労移行支援事業利用者数	2人	平成25年度末までの就労移行支援事業利用者数（1人）の6割以上増加
地域生活支援拠点等の整備	圏域に面的整備	平成29年度末までに、上川中部基幹相談支援センターを中心として圏域（愛別町、当麻町、比布町、上川町）による面的体制を整備する。

2. サービス見込み量

（1）障がい福祉サービス

サービス種別		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問系	居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援	人	6	3	3	3
		時間/月	55	19	19	29
日中活動系	療養介護	人	2	2	2	3
	生活介護	人	26	25	25	25
		人日/月	572	550	550	550
	就労移行支援	人	1	1	1	1
		人日/月	22	22	22	22
	就労継続支援（A型）	人	1	1	1	1
		人日/月	22	22	22	22
	就労継続支援（B型）	人	13	12	12	12
		人日/月	286	264	264	264

サービス種別		単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
居住系	共同生活援助（グループホーム）	人	10	11	13	14
	施設入所支援	人	15	15	15	14
相談支援	計画相談支援	人／月	6	6	6	6
	地域移行支援	人／月	0	0	1	1
	地域定着支援	人／月	0	0	1	1

（２）地域生活支援事業

サービス種別		単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
理解促進研修・啓発事業		実施有無	—	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施有無	—	実施	実施	実施
相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所	2	2	2	2
	基幹相談支援センター	設置有無	設置	設置	設置	設置
	市町村相談支援事業機能強化事業	実施有無	実施	実施	実施	実施
	住宅入居等支援事業	実施有無	未実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業		人	0	0	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		実施有無	—	実施	実施	実施
手話通訳者・要約筆記者派遣事業		利用人数	1	1	1	1
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件	0	1	1	1
	自立生活支援用具	件	2	2	2	2
	在宅療養等支援用具	件	0	1	1	1
	情報・意思疎通支援用具	件	2	2	2	2
	排泄管理支援用具	件	81	72	72	72
手話奉仕員養成研修事業		人	—	2	2	2
移動支援事業		人	21	25	25	25
		時間／年	1,500	1,700	1,700	1,700
日中一時支援事業		人	17	17	17	17

（３）児童福祉法等によるサービス

サービス種別		単位	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
通所支援	児童発達支援	人	4	4	4	4
		人日／月	5	28	28	28
	放課後等デイサービス	人	1	1	1	1
		人日／月	1	7	7	7
相談支援	障がい児等相談支援	人	5	5	5	5
	障がい児等支援体制整備事業	人	0	1	1	1
	乳幼児健診・相談	%	100	100	100	100

第２次愛別町障がい者基本計画・第４期障がい福祉計画 【概要版】

■発行日 平成27年3月

■発行・編集 愛別町保健福祉課福祉係

■住所 〒078-1492 愛別町字本町179番地

■電話 01658-6-5111（代表）